

国民年金保険料の免除申請について

7月より国民年金保険料の平成26年7月分から平成27年6月分の免除申請をすることができます。

国民年金は、納付期間等が25年間（300ヵ月）以上あることが支給要件であり、1ヵ月でも期間が満たない場合は、原則として年金が支給されません。【最長加入期間は40年間（480ヵ月）】

また、未納期間がある場合は障害基礎年金や遺族基礎年金の支給を受けられなくなることもありますので、納付が困難な方には下記の免除制度をご利用のうえ、未納期間を作らないように注意してください。

○免除制度の種類・反映割合・納付額

免除の種類	月額納付額	年金額への反映割合	納付期間への反映
全額免除	0円	満額納付者の2分の1	承認された期間は全て反映されます。 ただし、納付額を納付した場 合に限ります。
4分の3免除	3,810円	満額納付者の8分の5	
半額免除	7,630円	満額納付者の4分の3	
4分の1免除	11,440円	満額納付者の8分の7	

※納付額については、平成26年度の月額保険料（15,250円）を基に算出しています。

【重要】免除申請・若年者納付猶予・学生納付特例は2年1ヶ月前までからさかのぼって申請することができます。詳しくは、広報お知らせ版5月15日号を参照してください。

※平成26年7月中は平成24年6月分から平成27年6月分までの申請が可能です。ただし、学生納付特例は平成24年6月分から平成27年3月分までとなります。

制度の種類	対象となる方	年金額への反映割合	納付期間への反映
学生納付特例	1年以上在学する方	なし	承認された期間は全て反映されます。
若年者納付猶予	30歳未満の方		

◎注意事項

①平成26年1月2日以降に南富良野町に転入された方は本町において前年度所得の確認ができないため、前住所地から所得証明書をお取りください。なお、平成26年6月分以前の保険料を申請される方は、基準日が異なりますので、ご注意ください。

②納入義務者全員の住民税の申告を行ってください。（所得確認ができなければ審査できません）

制度の種類	納入義務者の順位
全額免除・一部免除	①被保険者・②世帯主・③配偶者
学生納付特例	①被保険者
若年者納付猶予	①被保険者・②配偶者

◎申請先

「年金手帳」「印鑑」・学生納付特例を申請する方は「学生証の写し」「在学証明書」を持参のうえ総務課戸籍年金係までお越しください。（学生納付特例の継続申請をハガキで提出された方を除く）

●問い合わせ先：総務課戸籍年金係 ☎ 52 - 2144

夏の交通安全運動が実施されます！

交通安全運動は、一人ひとりが交通安全を自らのこととして考え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践によって交通事故防止を図ることを目的としています。

○運動期間 7月11日（金）から20日（日）の10日間

○運動重点 ・子どもと高齢者の交通事故防止

・居眠りなどの観光・レジャー型の交通事故防止

・自転車・二輪車の交通事故防止

○交通事故防止のポイント

7月は、学校や職場の夏休み時期となり、観光やレジャーが最盛期を迎え、活動範囲が広がることから、長距離運転による疲労や暑さ等が重なって注意力が散漫となり、居眠り運転による事故等が多くなります。

暑さや疲れによる集中力の低下に十分注意して、眠気を感じたら早めに休憩をとりましょう。スピードの出しすぎ、無理な追い越しは絶対にやめましょう。シートベルトは命綱、近隣に移動の際も必ず着用しましょう。

●南富良野町交通安全協会・総務課防災係